

様式18. 2-5 技術上の基準への適合状況

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則

第18条(供給設備設備の技術上の基準)

条 項	基 準	適合状況
第4号	貯蔵設備、気化装置及び調整器は、一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適應する数量の液化石油ガスを供給しうるものであること。	
第5号	バルブ、集合措置、及びガス栓は、使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであること。	
第6号	バルブ、集合措置及び供給管には、腐しよくを防止する措置を講ずること。	
第7号	バルブ、集合措置及び供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものであること。	
第8号	集合措置及び供給管には、次に定める基準に適合する管を使用すること。	
イ	充てん容器等又は貯槽と調整器(二段式減圧用二次側のものを除く。ロにおいて同じ。)の間に設置される管にあつては、2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの	
ロ	調整器とガスメーターの間に設置される管にあつては、0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの	
ハ	二段式減圧用一次側調整器と、二次側調整器の間に設置される管にあつては、0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの	
ニ	充てん容器等と集合装置に係る集合管若しくは調整器を接続する管又は調整器と硬質管を接続する硬質管以外の管にあつては、接続された状態で1kN以上の力で行う引張試験に合格するもの	
第8号の2	集合装置又は供給管(以下この号において「集合装置等」という。)は、次に定める基準に適合し、又は取り外すこと。	
イ	集合装置等には、当該集合装置等から液化石油ガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。	
ロ	集合装置等には、当該集合装置等から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所において、当該液化石油ガスが漏えいしていないことを確認するための措置を講ずること。	
ハ	集合装置等には、当該集合装置等の修理又は取り外しが終了したときは、当該集合装置等から液化石油ガスの漏えいのないことを確認するための措置を講ずること。	
第9号	調整器とガスメーターの間の供給管は、その設置又は変更(硬質管以外の管の交換を除く。)の工事の終了後に行う次に定める圧力による機密試験に合格するものであること。	
イ	二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間の供給管にあつては、0.15MPa以上	
ロ	イ以外の供給管にあつては、8.4KPa以上	
第10号	バルブ、集合装置、気化装置及び供給管は、漏えい試験に合格するものであること。	
第11号	調整器(二段式減圧用一次側のものを除く。)とガスメーターの間の供給管その他の設備(ガスメーターを含む)は、燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力を次に定める範囲に保持するものであること。	
イ	生活の用に供する液化石油ガスに係るものにあつては、2.0KPa以上3.3KPa以下	
ロ	イ以外のものにあつては、使用する燃焼器に適合した圧力	
第20号	調整器は、次に定める基準に適合すること。	
イ	調整器は、使用上支障のある腐しよく、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものであること。	
ロ	調整器は、次に定める耐圧性能及び気密性能を有するものであること。	
(1)	調整器(二段式減圧用二次側のものを除く。)の高圧側の耐圧性能及び気密性能は、2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験及び1.56MPa以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。	
(2)	調整器(二段式減圧用二次側のものに限る。)の高圧側の耐圧性能及び気密性能は、0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験及び0.15MPa以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。	

ハ	調整器(二段式減圧用一次側のものを除く。)の調整圧力及び閉そく圧力は、次に定める基準に適合すること。	
(1)	調整器(生活の用に供する液化石油ガスに係るものに限る。)の調整圧力は、2.3KPa以上3.3KPa以下であり、かつ、閉そく圧力は、3.5KPa以下であること。	
(2)	調整器((1)に規定するものを除く。)の調整圧力及び閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものであること。	
第21号	地下室、地下街その他の地下であって、液化石油ガスが充満するおそれがある場所のうち告示で定めるものには、当該地下室等の保安状況を停止することができる緊急遮断装置を当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接して設けること。ただし、告示で定める地下室等にあつては、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接した一のバルブによって液化石油ガスの供給を停止することができる場合は、この限りでない。	
第22号	第16条第13号に基づき液化石油ガスを体積により販売するにあつては、次のイ又は口に掲げるもの及びハに掲げるものが告示で定める方法により設置されていること。ただし、その設置場所又は一般消費者等の液化石油ガスの消費の形態に特段の事情があるとき(口に掲げるものにあつては、告示で定める場合を含む。)若しくは消費設備の所有者又は占有者からその設置の承諾を得ることができないときは、この限りでない。	
イ	一定のガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能その他告示で定める機能を有するガスメーター	
ロ	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令(昭和43年通商産業省令第23号。以下「器具省令」という。)別表第三の技術上の基準に適合する液化石油ガス用ガス漏れ警報器を用いた機器であつて、ガス漏れを検知したときに自動的にガスの供給を停止するもの	
ハ	器具省令別表第三に掲げる対震遮断器	

#### 第19条(バルク供給に係る供給設備設備の技術上の基準)

条 項	基 準	適合状況
第5号	バルク容器及びバルク貯槽のプロテクター内に、告示で定めるところにより、ガス漏れ検知器を設け、液化石油ガスの漏えい情報等を常時監視するシステムと接続することただし、告示で定める場合にあっては、この限りではない。	
第7号	第1までの基準に適合すること。8条第4号から第7号まで、第8号の二から第16号まで及び第18号から第23号この場合において、「充てん容器等」とあるのは、「バルク容器又はバルク貯槽」と読み替えるものとする。	

#### 規則第44条(消費設備の技術上の基準)

条 項	基 準	適合状況
第1号 カ	燃焼器(第八十六条各号に掲げる施設若しくは建築物又は地下室等に設置されているもの)に限り、告示で定めるものを除く。)は、告示で定めるところにより、令別表第一第十号に掲げる液化石油ガス用ガス漏れ警報器(告示で定める地下室等に設置する場合にあっては、保安状況を常時監視できる場所において液化石油ガスの漏えいを知ることができるものに限る。)の検知区域(当該液化石油ガス用ガス漏れ警報器が液化石油ガスの漏れを検知することができる区域をいう。)に設置されていること。	

#### 規則第53条(特定供給設備の技術上の基準)

条 項	基 準	適合状況
第4号	第18条第4号から第8号の二まで、第10号及び第19号から第21号までの基準に適合すること。	

#### 規則第54条(バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準)

条 項	基 準	適合状況
第3号	第18条第4号から第7号まで、第8号の二、第10号及び第19号から第21号までの基準に適合すること。	